

第 12 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火）9：30～10：00

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	16 番 三 浦 寿 紀	17 番 柿 元 信 次
18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義
11 番 長 野 昭 三	12 番 高 橋 久 美 子	13 番 橋 本 安 延	16 番 野 村 明 治
18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、青葉 真、稻田勝志、藤若裕香

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、永見 孔、田村邦麿、河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本係長

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 議案

報 告

農用地利用集積等促進計画について（県公告：1件）

議 案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定26件、所有権移転1件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議第3号 転用統制外証明願について（非農地証明）（1件）

5 その他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、以上5名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3番 河西委員、8番 永見委員、14番 田村委員、15番 河崎委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第12回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。14番：岩谷委員、16番：三浦委員、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項が1件追加となりましたので、農用地利用集積等促進計画を説明させていただきます。内容としては、島根県が促進計画を認可したことを公告したという案件</p> <p>で、相続登記がされていない農地で、共有者・今回は被相続人の子供の同意を得て、処理を進め、今回の報告に至ったものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、「次第」の1番目、議案に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前質問等ありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、26件、83筆、106,767.86㎡。所有権移転が、1件、15筆、24,206㎡。」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和7年1月31日から令和7年2月13日</p>

	<p>までの14日間」、開始日を「令和7年2月1日以降」とされています。</p> <p>事前質問として、申請番号：10番、25番の耕作目的と耕作作目は、何かという質問ですが、耕作作目はいずれも水稲で、10番は知り合いの方が耕作しておられた場所を、その方が使っておられた機械を借りて耕作されると聞いております。25番については、隣接する農地を耕作しておられる家族が受人となり、耕作されるということです。また、13番14番15番について、受人は、県外在住者ですが、その管理体制は、という質問がありましたが、耕作予定者は、金城地域に隣接する北広島町在住で。既に別件で、平成30年から利用権設定をして耕作しておられる方ということです。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議第1号について、説明が終わりました。</p> <p>皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議長	<p>挙手 全員 です。承認いたします。</p> <p>続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「21号」について説明します。</p> <p>場所は、長浜町のちどり第二保育園から約150m西の長浜町6町内になります。申請は、畑、面積は569㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、県外に居住しており耕作ができないことから譲渡するもので、当該地は譲受人の居宅に隣接する農地です。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「21号」につきまして、「6番 原田委員 または道下委員」補足説明をお願いします。</p>
道下委員	<p>事務局から説明があったところですが、現地確認後、現地で譲受人とお会いしました。子供さんも同居しておられ、その方も耕作すると言っておられたところでした。</p>
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p>

	<p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議長	<p>挙手、 全員 です。承認いたします。続きまして、議第3号転用統制外証明願（非農地証明願）は1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「22号」について説明します。</p> <p>場所は、浜田市役所本庁から約400m南南西の天満町4町内です。非農地証明の対象農地は、畑、面積は2,201㎡で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況、雑種地と申請されています。農地区分は、第3種農地です。</p> <p>現地確認の結果、農地利用されておらず、また、今後も継続して耕作される見込みはないことから、証明可能と判断しました。</p> <p>事前質問として、1点目として、畑の形状を意図的に変更した時期と理由、法的手続きの有無は、ということですが、経緯についてですが、平成25年頃、崩れる恐れがあることから、地元住民から「のり面」処理を要望され、それを受けて、平成26年頃、管理していた島根県農業経営課の対応で、「のり面」処理等をされました。その後、中国四国農政局が平成26年9月に、農地としては「不要地処理」をされました。国有地ということで、農業委員会等への報告はありませんでした。それから、平成26年9月に、同時に「不要地処理」をされた、2100番4については、「不要地処理」後、平成27年6月に「原野」に地目変更後、平成27年7月に現所有者Aに所有権移転されたものです。説明は、以上です。</p>
議長	<p>「22号」につきまして、「11番 河上委員 または 長野委員」補足説明をお願いします。</p>
河上委員	<p>事務局から説明がありましたが、対象地には高いのり面がり、現地は、進入路はありますが、起伏もあり、耕作はできそうにないと感じたところです。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
三浦委員	<p>2点確認させてください。年月日不詳から耕作していないとありますが、その詳細がわかれば教えてください。国が「不要地処理」として処理をしたとありましたが、国であればなんでもできるということなのか、教えてください。</p>

事務局	耕作されていた時期についてですが、昭和50年代は耕作されていたということは、確認できましたが、その後の詳細ははっきりわからないという状況で、年月日不詳と申請されたと思っております。また、国有地だから何でもできるのかということにつきましては、官地ということで農地法の手続きが不要な場合もあるということはあると思いますが、状況に応じた処理が必要だと思っております。
三浦委員	農業委員会として、正しく処理がされるよう、都市建設部局等に文書で要請してはどうかと思います。
事務局	今後、「農業委員会会長」から、「都市建設部長」あてに要請文を提出していきたいと思っております。
議長	それでは、採決にはいります。 転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 多数 ～
議長	挙手、 多数 です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、ないようですので、以上を持ちまして、第12回総会を終了します。

終了 午前10時00分